

文部科学大臣
中山 成彬 様

2005年4月15日
全国労働組合連絡協議会
議長 藤崎 良三

要 請 書

1. 教育基本法を改悪しないこと。

【理由】

「社会状況の変化でより良いものを作っていくので改悪にならないようにする」(昨年
の回答) は、基本法という法律改正の根拠とならない。例えば、愛国心が盛り込む必
要がある社会状況の変化とは何かを明らかにされたい。

【回答】中教審答申や与党連絡会の議論を踏まえながら改正に向けて取り組む

2. 「学習指導要領」に基づく「日の丸・君が代」を強制しないこと。「学習指導要領」 から、「国旗・国歌」条項を除外すること。

【理由】

学習指導要領に基づく「国旗・国歌」の指導が、懸念されていたとおり東京都のよ
うな状況を生みだしている。

2003年10月23日付東京都教育委員会の「通達」及び「実施指針」と、それ
に基づく「不起立、不伴奏、不指揮」を理由とする教職員への処分及び「服務事故再
発防止研修」、生徒不起立を理由とする教員や校長への厳重注意等は、教職員・児童生
徒の内心の自由を侵害するものであり、明白に憲法19条、20条、21条及び26条に
違反し、「旭川学テ最高裁大法延判決(1976.5.21)及び「国旗・国歌法」制定時の政府
答弁にも違背するものである。また2004年9月7日の校長連絡会の席上での都教
委からの「学習指導要領に基づき適正に生徒を指導すること」という職務命令発令要
請は直接に児童生徒の内心の自由を侵害するものである。これら、都教委「10.23 通
達」、職務命令体制、及び処分行政についての文部科学省の見解を明らかにされたい。
また、都教委への是正指導を行われたい。

また、「『国旗・国歌法制定時の政府国会答弁(強制は不適切)が混乱を引き起こし
ている』との都教委議事録については調査する」(昨年 の回答) とのことであったが、
調査結果及びその後文部科学省として対応したことを明らかにされたい。

【回答】東京都や広島など各都道府県のやり方がある。学習指導要領にそって取り組ん
でいると承知している。

【質問】昨年約束された都教委の調査についてはどうなったか

【回答】当日担当者が欠席していたため、翌日、電話で全労協に回答があった

ご指摘の議事録は確認した。その後、平成15年12月20日の議会において
横山教育長は「学習指導要領に基づいて指導は行われており、行うものであ
る」旨の答弁をしており、文科省としては問題がないと認識している。

なお、全労協のお立場は要請書の通りとして理解する。

3. 「心のノート」の配布を中止せよ

【理由】

文部科学省が教材を作成・配布することは違法である。このことを踏まえないで、「道德教育の教材として活用されたい」(昨年の答弁) とすることは問題である。

【回答】 青少年の痛ましい事件が多い。学校・地域・家庭で子どもの心を育てていく。学校で道德心が育まれ、道德教育に活用していただきたい。

- 4 . 「子どもの権利条約」の徹底を計るよう措置を講ずること。
- 5 . 指導要録のあり方を抜本的に見直すこと。当面、個人情報 の 全 面 開 示 を 行 う こ と や プ ラ イ バ シ ー の 保 護 を 徹 底 す る 措 置 を 講 ず る こ と 。
- 6 . 早期に 3 5 人学級を実施し、教職員定数の改善を行うこと。
- 7 . 外国籍教員の採用を「講師」とするのではなく「教諭」として採用できるよう、文部省の通知を撤回すること。
- 8 . 教科書無償制度を継続し、現行教科書検定制度を廃止すること。
- 9 . 大学・高校の授業料・入学金・検定料の据え置き、教育環境の改善を指導すること。
- 1 0 . 現業部門の欠員補充、下請け禁止、とくに学校給食調理員・警備員などの増員と労働条件の向上を図ること。
- 1 1 . 臨時的任用教職員の待遇を抜本的に改善すること。
 - (1) 同一価値労働・同一賃金の原則をふまえ、正規教職員と同等の賃金を支給するように各都道府県・市町村を指導すること。当面、以下の改善措置をとるように指導すること。

臨時的任用教員（講師）の賃金を教育職給料表の 2 級に格付けすること。
1 級の「頭打ち」を廃止するよう指導すること。
非常勤講師・職員に一時金及び通勤手当が支給できるよう、関係機関に働きかけること。

【理由】

臨時的任用教職員については、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(厚生労働省) の「第 3 . 4 . 所定労働時間が通常の労働者とほとんど同じ労働者の取扱い」の趣旨を踏まえて待遇改善を各方面に積極的に働きかけられたい。

【回答】 各都道府県で適切に判断して取り決めている。(各県でまちまちでもいいのかの質問に) それでも構わない。国から指導するものではない。

- (2) 不安定雇用をなくすため、地公法 2 2 条 6 項の改正を行うこと。
- (3) 福祉・厚生を充実させること。

継続雇用を行えるよう法制度を改正すること。また、待機期間の生活を保障するための措置を講ずること。
すべての臨時的任用教職員に健康診断を実施するよう、都道府県を指導すること。
- 1 2 . 義務教育国庫負担制度を堅持すること。学校事務職員・栄養職員を義務教育国庫負担制度から除外しないこと。
- 1 3 . 健康診断の X 線撮影を廃止し、X 線撮影以外の検査方法に変えること、当面 X 線直

- 接撮影を認めること。また、教職員の健康診断項目に咽喉・腰痛検査を加えること。
- 14．ノーマライゼーションの精神に基づき、盲・ろう・養護学校の義務制を廃止し、統合教育を推進すること。(障害児を含め)希望者の普通高校全入を進めること。
 - 15．障害をもった教職員が働きやすい施策を進めること。
 - 16．公立学校で働く外国人教員(JET、ALT、AETを含む)の任用に期限をもうけないこと。日本人教員と同等以上の賃金・労働条件を保障すること。アシスタントという名称を変更するとともに、日本人教員と対等に授業等を担当できるように法改正を行うこと。
JETの労働条件について、産前・産後休暇および生理休暇を有給にすること。またこのことについて、都道府県を指導すること。
 - 17．国公立学校での授業を民間企業に請け負わせないこと。また、民間会社からの教員・講師・助手の派遣受け入れを直ちに中止し、直接雇用とすること。
 - 18．私立大学等経常費補助金・非常勤教員給与費の引き上げにともない、各大学・短大に非常勤教員の賃金を引き上げるように指導すること。雇用保険料などの公租公課を納めていない私立大学への各種補助金を削減すること。

【理由】

私立大学等経常費補助金・非常勤教員給与費が2004年度から引き上げられたが、大学によっては非常勤教員の賃金引き上げを行っていない。大阪成蹊短大などは「引き上げ分は学園で吸収する」と公言している。同給与費引き上げの趣旨を徹底されたい。

【回答】非常勤教員給与費の引き上げについては、振興事業団を通して趣旨の徹底を図っている。各大学・短大での引き上げを直接指導する立場にない。(成蹊短大を調査したのか)これから調査して返答する。

- 19．学校給食の安全性を確保するため、米をはじめとして輸入品は使用せず、国内農産物を積極的に使用すること。併せて農薬の使用規制を強化すること。
- 20．国民体育大会を廃止すること。

以 上